

経済構造統計を作成するための基幹統計調査の実施に向けて  
 制定・改正する関係省令案についての意見募集に係る御意見及び御意見に対する考え方

No	御意見	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>調査日を明示的に記載しているが、6月30日が日曜日などにかかる場合などを考慮し、「5月中旬から6月下旬」といった記載が良いと思われる。</p> <p>また、同時一体的に実施する工業統計では「市区村長の定める日まで」「総務大臣及び経済産業大臣が定める日まで」としていることから、融通性を持たせたほうが良いと思われる。</p>	<p>経済構造実態調査規則案において、調査日は、経済センサス - 活動調査の実施中間年の毎年6月1日としており、調査の期間は、調査日の属する年の5月15日から6月30日までの間としております。御指摘は調査の期間についてのことと存じますが、ここでいう調査の期間とは、調査実施者が調査を実施し得る期間を定めたものです。</p> <p>以上を踏まえ、調査の期間が日曜日にかかることを考慮する必要はなく、経済構造実態調査規則案の修正は必要ないと判断いたします。</p> <p>なお、工業統計調査においては、地方公共団体を経由した調査も行っており、それぞれの地方の実情を勘案した上で調査の期間を定める必要があり、御指摘のような記載になっています。</p>	無

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。